

神戸市主任児童委員 (こどもサポーター) の役割

令和6年3月15日

神戸市こども家庭局家庭支援課

小澤 恵

こどもサポーターとは？（児童虐待防止地域協力員）

- 主任児童委員に児童虐待等に関する研修を受講していただき、「こどもサポーター」として登録いただいている。
- 主任児童委員としての活動を行うと同時に、「こどもサポーター」として、地域で児童虐待等の早期発見のために見守り活動も担っていただいている。



こどもサポーターと神戸市の組織

平成6年1月	「主任児童委員制度」創設
平成12年11月	「児童虐待防止等に関する法律」施行
平成13年12月	「児童福祉法」改正（児童委員の具体的職務）
平成14年3月	各区に「子育て支援室」設置
平成14年度	「こどもサポーター」を創設
平成24年度	市の組織として「こども家庭局」を創設 「こども家庭支援室」に改称
平成31年度	「神戸市こどもを虐待から守る条例」 ^{施行}



神戸市の状況

玉津支所	西区役所	垂水区役所	北須磨支所	須磨区役所	長田区役所	北神区役所	北区役所	兵庫区役所	中央区役所	灘区役所	東灘区役所
(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)	(保健福祉課)



- ※10区役所1支所の計11拠点に保健所支所・市町村保健センター機能を持つ
- ※各区役所・支所に保健師が配置されている。
区役所・支所保健師数は232人
- ※保健福祉課
保健担当
こども家庭支援担当；係長・ケースワーカー
保健事業・高齢者福祉担当

こども家庭支援室の組織体制（区こども家庭支援室）

こども家庭支援室の組織体制（区こども家庭支援室）

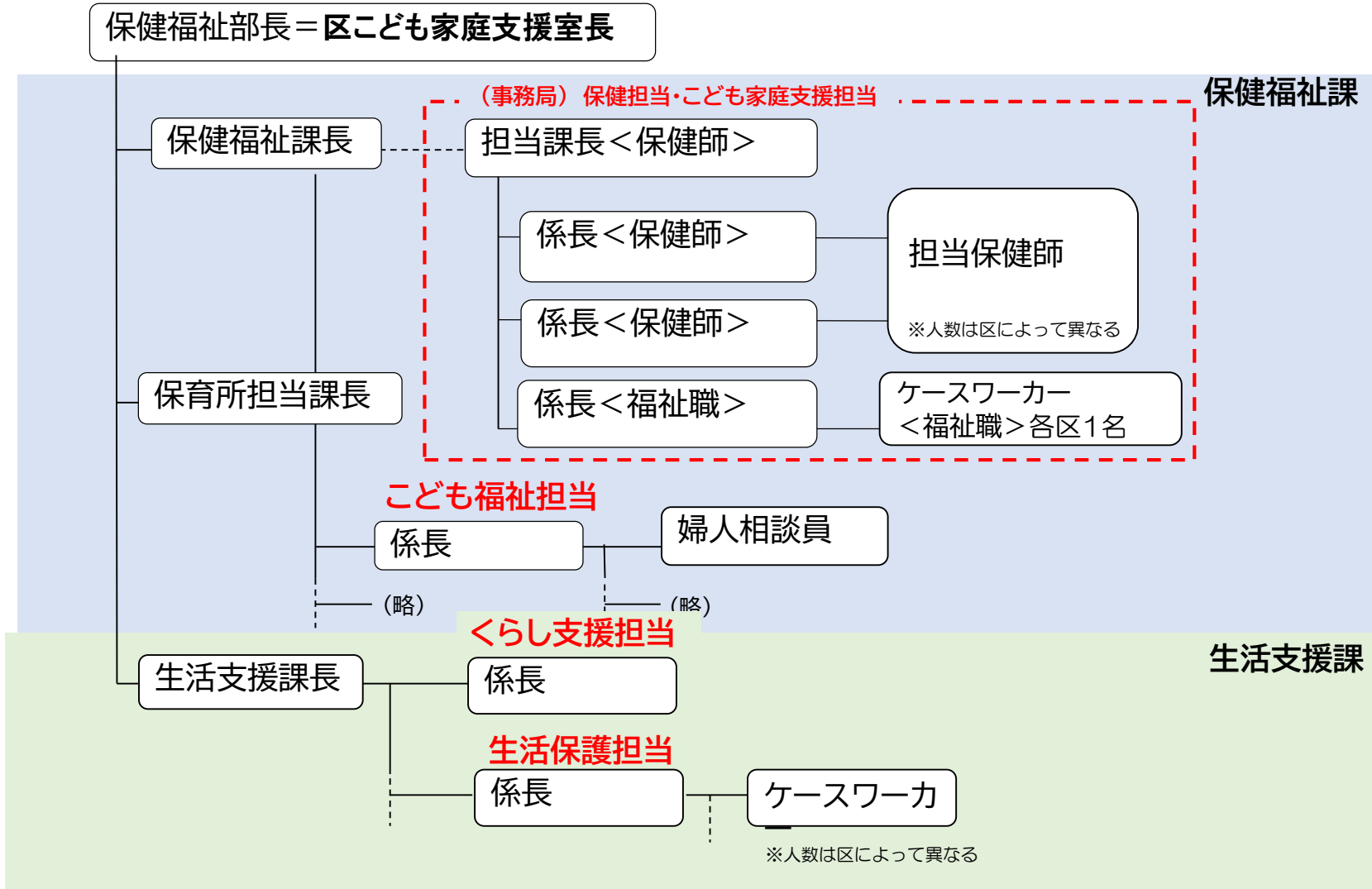
(1) 設置場所：各区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課

(2) 組織体制

- ① 本プロジェクトは、子ども虐待の早期発見・対応とその防止、および継続支援に係る業務に関連して組織する。
- ② こども家庭支援室プロジェクトの一員である職員は、平常は各所管業務に従事するが、子ども虐待の対応については、職種、業務に関わらず、認識や支援の方向性を統一して、各々の役割分担を明確にした上で支援の溝が生じないように、それぞれの専門領域からの意見・助言を行いつつ積極的な関わりを行う。



こども家庭支援室の組織体制イメージ図（区こども家庭支援室）



保健担当の業務

- ・母子保健業務
 - 養育支援訪問事業
 - 母子手帳の交付
 - 乳幼児健診
- ・成老人保健業務
- ・感染症対応 等

こども家庭支援担当の業務

- ・要保護児童対策地域協議会に関する事務の総括
- ・各会議の連絡調整 等

こども福祉担当の業務

- ・保育施設の入所調整
- ・DV・女性相談
- ・ひとり親家庭相談 等

生活支援課の業務

- ・生活保護業務
- ・生活困窮者支援業務 等



児童福祉法第17条（児童委員の職務）

児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その**生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握**しておく
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために**必要な情報の提供その他の援助及び指導**を行う
- 三 児童及び妊産婦に係る**社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する**
- 四 **児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力する**
- 五 児童の**健やかな育成に関する気運の醸成**に努める
- 六 必要に応じて、児童及び妊産婦の**福祉の増進を図るための活動**を行う

主任児童委員は、児童委員の職務について、**児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整**を行うとともに、**児童委員の活動に対する援助及び協力**を行う。



児童虐待の防止等に関する法律第6条

- **児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者**は、速やかに、これを・・・市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告しなければならない。**

神戸市こども家庭センター **078-599-7300** (平日8:45~17:30)
児童相談所虐待対応ダイヤル**189 (いちはやく)** (24時間365日)

各区こども家庭支援室 (次ページ電話番号)



こどもっとKOBE

児童虐待の防止等に関する法律第6条

	こども家庭支援室 専用ダイヤル	区役所代表
東灘区役所	078-856-8080	078-841-4131
灘区役所	078-843-7035	078-843-7001
中央区役所	078-335-5423	078-335-7511
兵庫区役所	078-512-2525	078-511-2111
北区役所	078-595-4150	078-593-1111
北神区役所	078-987-0990	078-981-5377
長田区役所	078-521-0415	078-579-2311
須磨区役所	078-731-8080	078-731-4341
北須磨支所	078-793-8080	078-793-1313
垂水区役所	078-705-1150	078-708-5151
西区役所	078-991-6611	078-940-9501

※平日8:45~17:30
(祝日除く)



こどもっとKOBÉ

神戸市の児童虐待対応の体制

区こども家庭支援室

- ・母子保健事業を通して、**虐待の予防**、**未然防止**、早期発見（乳幼児健診、妊産婦健診、新生児全戸訪問事業など）
- ・**在宅支援ケースの進捗管理**
- ・関係機関との連絡調整、協力要請
- ・結核・感染症、難病対策業務等
- ・DV・母子（ひとり親）相談、
- ・保育所、認定子ども園の入所調整
- ・児童扶養手当 など

児童に身近な場所における**継続的な支援**
(在宅支援)

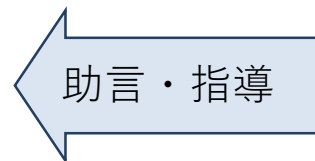
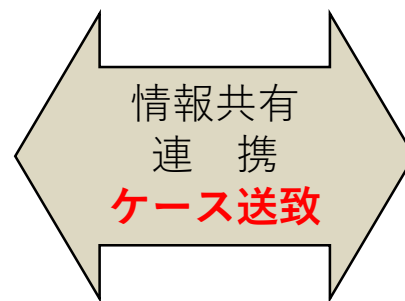
低

こども家庭センター

- ・広域的な対応
(市町村間の連絡調整等)
- ・専門的な対応
養護相談、障害相談、判定業務
虐待対応、非行相談、育成相談
- ・**一時保護**
- ・措置（里親、施設入所等の措置）

- ・一時保護、施設入所措置など専門的な知識・技術を要する支援
- ・広域的な対応（一時保護、措置、在宅支援）

高



こどもっとKOBÉ

こどもサポーターの役割

- ①地域での子育て支援活動
児童の健全育成の役割
- ②要支援家庭への支援活動
児童の見守り支援の役割



地域での子育て支援活動

- 区の保健福祉部、学校等との情報共有・連携（会議への出席を含む）
- 児童館や子育てサークルなど、児童とふれあう事業への参加・協力
- 乳幼児とその保護者を対象に親子のふれあい交流や地域の子育て情報の提供を目的としたイベントの開催
- 子育て中の親子への相談、支援



要支援家庭への支援活動

- 児童虐待等の早期発見・通告を進める。
- 区・こども家庭支援室と連携した調査・見守りを行う。
- 関係機関と協力し、要支援家庭の地域見守り体制ができるように努める。
- 児童虐待防止の広報・啓発活動を行う。



見守り活動の例

- 家からよく閉め出されて泣いている児童がいる
- 季節に合った服装をしていない児童がいる
- 「こどもサポーター」が地域で気がかりな児童や家庭を把握したら、区の保健師等に相談していただいている
- 区はその情報をもとに、該当児童の家庭状況を確認し、必要に応じて支援を行っている
- 「こどもサポーター」は、日頃の活動の中で気になる家庭の早期発見や虐待の未然防止にご協力いただいている。



児童虐待防止・DV防止啓発活動①

神戸市では、

- 児童虐待防止の「オレンジリボン」
 - DV防止の「パープルリボン」
- 重ね合わせたダブルリボンを活用。

民生委員・児童委員等のご協力を
いただき、ダブルリボンを作成、
普及啓発を推進。



こどもっとKOBE

児童虐待防止・DV防止啓発活動②

株式会社イズズベーカリーとのコラボパンの作製
オレンジ・パープルリボンを模したパンを作製。
イズズベーカリー市内各店舗において、11月末
まで販売。



児童虐待防止・DV防止啓発活動③

シンボル施設のオレンジ・パープルカラーライトアップ

MOSAIC 観覧車 日時：2023年11月11日(土)
明石海峡大橋 日時：2023年11月18日(土)



主任児童委員に期待する「こどもサポーター」としてのイメージ図

